低所得の子育て世帯に対する 生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

【対象者】

①、②の両方または①、③の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方

※申告がお済みでない方、収入がなかったため申告をしていない方などは住民税未申告の扱いとなり、今回の給付金を速やかに支給できない可能性がありますので、速やかに住民税の申告をしてください。

③新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（以下、家計急変者）

【支給額】

児童1人あたり一律　**5万円**

【支給方法】

■申請が不要な方

○令和3年4月分児童手当または特別児童扶養手当受給者

○令和3年5月分～令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方

対象となる方には7月以降順次、児童手当または特別児童扶養手当を受給している口座に支給します。（令和3年4月以降に長沼町へ転入された方は、転入前の市町村から支給されます。）

口座の解約などを行っている場合は、役場国保年金係までご連絡ください。

■申請が必要な方

○令和3年3月31日時点で、平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方

○家計急変者

○公務員の方

申請時に希望された口座に順次給付金を支給します。

申請にあたっては、支給口座が確認できる書類と本人確認書類が必要です。（家計急変者はこのほかに、申請者と配偶者の令和3年1月以降、任意の1か月の収入を確認できる書類が必要です）

【申請・問合先】

役場国保年金係（☎76-8013）

大学生などへ 生活支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による経済的な負担軽減のため、大学生などに「学びの継続」を支援するための生活支援金を給付します。

■対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

①平成15年4月1日以前に生まれた方で、令和3年6月16日現在で大学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校に在学している方

※通信制課程および高等専門学校の1年生から3年生を除く

②令和3年6月16日現在で、町内に住所を有している保護者もしくは大学生など

■給付額

受付期間中の申請一度に限り、次の区分により給付します。

①**保護者のもとを離れ、家賃を支払い生活している大学生など**（保護者もしくは大学生など本人が賃貸借契約を締結している場合に限る）…**6万円**

②**保護者のもとで生活している大学生など**（賃貸借契約を締結していない場合を含む）…**3万円**

■申請手続きについて

【申請方法】

申請書や学生証の写しなどの提出が必要となります。

詳しくは、町ホームページをご確認いただくか、教育委員会学務係までお問合わせください。

【受付期間】

7月1日(木)～12月30日(木)まで

※郵送の場合は12月31日(金)消印まで有効

【問合先】

教育委員会学務係（☎76-8026）

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料の減免について

■国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、事業収入など（事業、不動産、山林、給与）の減少が見込まれる世帯の方は、申請により保険料の減免を受けることができます。

■対象者

同感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が①または②に該当する世帯

①死亡または重篤な状態になった場合

②事業収入などが減少し、次の全てに該当する場合

・事業収入などが前年収入より30％以上減少することが見込まれる世帯

・前年の事業収入などに伴うもの以外（年金など）の世帯合計所得が400万円以下の世帯

・前年の世帯合計所得が1,000万円以下の世帯（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に限り適用）

※前年所得額がマイナスの場合、対象保険料を算出することができないため対象となりません。

■対象となる期間の保険料

①納期限が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に設定されている保険料

②令和２年度分保険料であって、令和２年度末に資格を取得したことなどにより、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に納期限が設定されている保険料

■申請期間

令和４年３月31日㈭まで（令和３年中の収入が確定する前でも収入見込額での申請ができます）

■申請に必要なもの

・申請者（納付義務者）の本人確認書類（運転免許証・保険証の写しなど）

・主たる生計維持者の令和２年収入が確認できる書類（確定申告書の控え、源泉徴収票など）

・主たる生計維持者の令和３年収入（見込額）が確認できる書類
（令和３年２月から申請月までに係る帳簿や給与明細書など）

・主たる生計維持者の事業廃止や失業の場合は、その事実が確認できる書類
（廃業届出済証明書・雇用主からの失業証明書・離職票など）

【問合先】

国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること　役場国保年金係（☎76-8013）

介護保険に関すること　りふれ介護支援係（☎82-5555）

参加者募集

令和3年度 りふれ健康サポートプロジェクト

りふれ運動指導室では、20歳以上の町民の方を対象に、「カラダの悩み」に合わせたパーソナルトレーニングを支援する「りふれ健康サポートプロジェクト」を実施します。

シェイプアップや関節の痛みを和らげるトレーニングなど、さまざまなご要望に経験豊富な運動指導インストラクターが、1対1の個別指導で対応します。

ご家族やご友人と複数名でも受けられますので、お気軽にお問合せください。

【内　容】

①初回カウンセリング…カラダの悩みや目標などをお聞かせください。

②運動プログラム作成…あなたにピッタリのトレーニングを提案します。

③トレーニング開始…正しいカラダの使い方を教えます。

④中間・最終評価…トレーニングの効果を確認し、運動プログラムを修正します。

【料　金】りふれ入館料のみ
（一般520円・65歳以上310円）
※健康ポイントカードが使えます

【参加者特典】

健康サポートプロジェクトに参加し、3ヶ月間継続した方には、健康ポイントカードのポイントを「**1000ポイント**」プレゼントします！

【申込・問合先】

りふれ運動指導室（☎82-5555）